

樂<sup>®</sup>天

医薬品のネット販売規制の問題

# 医薬品のネット販売に関する諸外国での規制の状況

○公開資料、各種報道記事等入手可能な情報を記載。

| 国名   | ネット販売の可否 | ネット販売が可能なもの        | 備考  |
|------|----------|--------------------|---|
| アメリカ | 可能       | 一般医薬品<br>＋<br>処方箋薬 |   |
| イギリス | 可能       | 一般医薬品<br>＋<br>処方箋薬 | ・2004年から、ネット販売<br>専業(無店舗)の形態でも販<br>売可能になった。 |
| ドイツ  | 可能       | 一般医薬品<br>＋<br>処方箋薬 | ・2004年よりネット販売が<br>可能になった。                   |

# 改正薬事法を受けた省令案とネット販売への影響

- 近日中に省令内容が確定する見込み。2009年6月1日施行予定。
- 一般用医薬品のうち第1類・第2類(全体の67%)のネット販売が全面禁止。

| 分類         | 市場規模比率(注) | 該当する医薬品の例(推定)  | 具体的な影響  |
|------------|-----------|--|---------|
| 第1類<br>医薬品 | 4%        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・H2ブロッカー含有薬(「ガスター10」等)</li> <li>・水虫薬(「ウインダム」等)</li> <li>・発毛薬(「リアップ」等)</li> <li>・性機能改善(「グローミン」) 等</li> </ul>   | ネット販売不可 |
| 第2類<br>医薬品 | 63%       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・風邪薬(「ルル」等)</li> <li>・主な便秘薬(「コーラック」等)</li> <li>・水虫薬(「スコルバ」等)</li> <li>・歯痛薬(「リングル」等)</li> <li>・鎮痒・収斂・消炎薬(インドメタシン等)</li> <li>・皮膚軟化薬(新メディナース)等)</li> <li>・漢方処方製剤</li> <li>・禁煙補助(「ニコレット」等)</li> <li>・痔の薬(「ポラギノールA」等)</li> <li>・咳止め(「改源咳止め」等)</li> <li>・しもやけ・あかぎれ用薬(「紫雲膏」等)</li> <li>・寄生性皮膚病薬(「ピロエース」等)</li> <li>・胃腸薬(「ザッツ21」等)</li> <li>・浣腸薬(グリセリン含有のもの) 等</li> </ul> | ネット販売不可 |
| 第3類<br>医薬品 | 33%       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・アスコルビン酸(ビタミン剤等)</li> <li>・整腸薬(「ガスピタン」等)</li> <li>・うがい薬(「イソジン」等)</li> <li>・口腔咽喉薬(「のどぬーる」等)</li> <li>・生薬主薬製剤(人參・紅參主薬製剤)</li> <li>・ビタミン主薬製剤</li> <li>・便秘薬(「3Aマグネシア」等)</li> <li>・消毒薬(「オキシドールA」等)</li> <li>・下剤(「酸化マグネシウム」等)</li> <li>・歯槽膿漏薬(「三宝はみがき」等)</li> <li>・殺菌・消毒薬</li> <li>・ビタミン含有保健薬 等</li> </ul>  | ネット販売可能 |

(注)富士経済(株)が、独自に推定して分類した2007年の構成比率(2008年7月25日公表)。 [http://www.group.fuji-keizai.co.jp/press/pdf/080725\\_08056.pdf](http://www.group.fuji-keizai.co.jp/press/pdf/080725_08056.pdf)

## 問題点①: 消費者のネットでの購入という重大な権利を制限する。

■ 今回の改正により影響を被る人数(ネットで医薬品購入の経験のある人数)の推計  
約852万人(※)

(※)算出根拠

8,754万人(注1) × 86.9%(注2) × 11.2%(注3)

(注1)2006年末におけるインターネット利用人口(出典:総務省の平成19年版情報通信白書)

(注2)2007年におけるインターネットショッピング利用経験率(出典:経産省の「平成19年度電子商取引に関する市場調査」補足説明資料図表8)

(注3)インターネットショッピング利用経験者中で医薬品の購入経験がある人の割合(出典:ヤフーバリューインサイト株式会社 C-NEWS調べ)

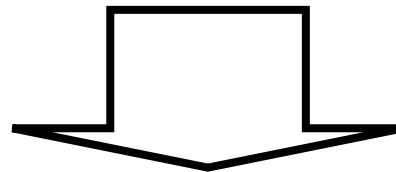
■ ネットで購入するのが不可欠な多様なニーズを無視。⇒ **重大な権利の制限**

|                        |   |
|------------------------|---|
| 外出が困難                  | ・高齢者 ・障害を持った方 ・妊婦<br>・家に要介護者がいる方 ・育児中の方 等           |
| 地理的に薬局・薬店に訪問して購入するのが困難 | ・田舎等のため近隣に薬局・薬店がない方<br>・近隣の薬局・薬店に自分が希望する商品がない方 等    |
| 時間的に薬局・薬店に訪問して購入するのが困難 | ・共働きの方 ・交通機関等の関係のため購入できない方<br>・多忙のため営業時間中に購入できない方 等 |
| 実店舗で購入することに強い抵抗        | ・人目が気になる商品の購入者 等                                    |

問題点②: 中小の薬局等にとって重要な販路を奪われ、  
甚大な影響を及ぼす。

ネット販売の売上額に対する影響額  
の推計

67%の減少



- 中小の薬局等にとっては、ネットは販路拡大の重要なツール。
- 多数の中小の薬局等が、事実上経営が成り立たなくなるほどの甚大な影響。

**問題点③: ネット販売を起因とした健康被害の実例は1件も把握されていない。**

■本年10月7日に行われた規制改革会議と厚生労働省の公開討論では、厚生労働省は、ネット販売を起因とした健康被害の実例を1件も把握していないと回答した。

■それにもかかわらず、当該販売を大幅に制限しようとする事が明確になった。

### 問題点④: ネット販売が対面販売と違い安全を確保できないとの合理的根拠はない。

- 公開討論においては、厚生労働省から、ネット販売では安全を確保できないとする合理的な説明や証拠の提示がなかった。
- むしろ、インターネットの特性を活用することにより、リアル店舗以上に十分な情報提供等が可能であり安全に販売することができる。

#### 【安全安心な販売体制】

- ネット上での検索ツールを使って多様な商品の情報を参照した上で商品を選択することができるほか、箱の中の添付文書にしか書いていない詳細な情報もウェブ上で表示できる。
- 購入者側の状態を把握するのに必要な情報を入力させるなどの方法により、当該状態を把握することができる。
- 電話、メール、問合せフォーム等を活用して、十分な意思疎通を図ることができる。
- 電話、メール、問合せフォーム等での問合わせ内容のほか、購買履歴等を活用して、専門家が、発送の可否を判断し、不適切な場合は販売不可とすることで安全を確保する。

### 問題点⑤: 省令でネット販売を禁止する法律上の根拠はない。

- 公開討論では、省令でネット販売を禁止することが可能となることを合理的に説明できる法律上の根拠が提示されなかった。
- 規制改革会議は、省令への委任内容を超えており、違法ではないかと指摘している。



樂天